

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
34	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金等を配分する制度(国交省において運用)などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	大規模な工事や山岳地などの工期に限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及ぶ工期を前提とした契約を行わないよう、交付手続きに関するQ&Aに定められていることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることとなる。 当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(国立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まったことから、事業費をねん出するため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。	工事の全体計画に基づき、計画的な事業の執行を確保することができる。	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金交付手続きに関するQ&Aについて(環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成)Q6	環境省	石川県、福島県	秋田県、茨城県、長野県、岡山県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県 ○当県でも同様に事業最終年度の箇所に要望額が満額付けられないことがあった(令和3年度)。不足額は県費で充当し当初のとおり事業は執行する予定であるが、財源のない自治体であれば計画を見直ししたり、他の事業を削減する等の影響が出てくる。	本交付金は公共事業としては予算規模が極めて小さいことから(1都道府県あたり配分できる国費は現状で35百万円に満たない状況)、仮にご提案の仕組みを制度化した場合、災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがある。また、一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれがあります。さらには、それが故に、複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念されることから、求められた措置を講じることは困難と考えます。	自然環境整備交付金等を活用して実施される事業について、当県のように、事業箇所が山岳地である場合は、資材や建設機械等の運搬にはヘリコプターが必ず必要であり、大きな経費が必要となる。また、建設機械の性能は格段に向上しているが、ヘリコプターで空輸する必要があるため、性能を優先することはできず、分解・組立が可能な機械や小型の機械に限定されるなど、平地での工事と比べ、制約が多い。 他省庁(農林水産省・国土交通省)などと比較すると、予算規模は極めて小さいかもしれないが、整備計画の協議段階で、都道府県との協議回数を増やし、上記のような現状や計画している内容(園地・登山道・建物)、施工方法を担当者から聞き取るなど、実情を十分ご理解いただいたうえで、自治体の求めに応じ、予算確保に努めていただきたい。 また、「災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがあること」については、近年の災害の頻発化、大規模化は理解しているが、災害復旧等で予算に不足が生じた場合は補正予算等で対応するものと認識している。 さらに、「一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれがあること」、「複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念される」との回答については、貴省の制度運用を工夫することで対応できると考えており、地域の実情を十分ご理解いただき、前向きな制度改正を検討いただきたい。	有	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
34			【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ここ数年の政府全体の公共事業費(国土強靱化事業を除く当初予算)は概ね6兆円前後で推移しており、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金(以下、「本交付金」という。)も約16~18億円で推移している。国庫債務負担行為等を制度化した場合、当然に2年度目以降の単年度歳出化分の確保が必要となる一方、大幅な予算額の伸びは期待できず、2年度目以降の単年度歳出化分もこの枠の中から捻出する必要がある。国庫債務負担行為を導入すると仮定し、提案団体並びに共同提案団体の合計10団体が1事業あたり交付金50,000千円(2か年度・1年目と2年目同額)の事業を開始した場合、2か年度目に他の単年度事業に充当される交付金額は、総額から250,000千円減少することとなる。この減少幅を本交付金の令和3年度当初予算額1,856,624千円と比較した場合、単年度事業へ充当可能な予算額は約15%減少し、令和3年度の1事業あたりの交付金配布額の平均額11,749千円で換算すると、約21事業が採択されないこととなる。国庫債務負担行為を導入することで、結果として、単年度事業に充当する経費が余計に圧縮されることは必至であり、それが故に、複数年計画で整備する事業をかねて採択しにくい状況が生まれることも懸念される。また、近年においては、毎年のように災害が発生している。災害復旧事業については、当然に補正予算等も検討されるものではあるが、必ずしも予算措置が保証されるものではなく、また、被災の状況によっては迅速な対応が必要となる場合もあり、年度当初の予定を変更して、緊急的に災害復旧事業に充当させる事例も散見されるところである。国庫債務負担行為によりか年度目に用途が固定されることは、このような柔軟な事業執行にも影響があるものと考えられる。なお、本提案について、各都道府県においてどの程度需要があるのか、アンケート等を実施して把握に努めることを検討している。	5【環境省】 (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			令和3年12月20日付け事務連絡「自然環境整備交付金等に関するアンケート調査について(依頼)」を、環境省自然環境局自然環境整備課と内閣府地方分権改革推進室の連名で47都道府県に発出し、令和4年2月に回答を得た。回答内容を精査したところ、国庫債務負担行為等の制度化を希望しない都道府県数が、希望する都道府県を上回った。また、当省が「第1次回答」「第2次回答」で示した、単年度事業に充当する経費の圧迫等の懸念に関して、複数の団体から同様の意見が提示された。これらの点を踏まえ検討をした結果、国庫債務負担行為等の制度化は見送ることとした。	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
38	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定	当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver.1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver.1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。	温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できる。国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、住民などに説明がしやすくなる。	地球温暖化対策の推進に関する法律	環境省	茅ヶ崎市		札幌市、岩見沢市、苫小牧市、釧路市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市	令和3年6月に決定した「地域脱炭素ロードマップ」において、地方自治体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。なお、現在、環境省では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援しているところ。また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定のための技術的助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定、周知している。「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年6月公布)の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく。	まず、毎年度、環境省が実施されている施行状況調査では、温室効果ガス排出量の算定方法について、専門的で分からないとの回答が多いにも関わらず、依然として「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が改善されていない。第1次回答において「本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく」とされているが、これらの対応の際には、地方の声を十分にきき取っていただきたい。一方で、そもそも、追加共同提案団体から支障事例が多く示されていることから、マニュアルの改訂だけでは、算定業務の負担軽減につながる見込みはない。そのため、全国知事会の地方分権改革推進WTの提案にあるような温室効果ガス排出量等の算定システムを構築していただくなど、求める措置に記載のとおり国の主導による市町村の温室効果ガスの算定についてご検討いただきたい。その際には、各種統計データから排出量を算定した過程が分かるようにするなど、現場の負担を軽減できるような措置をお願いしたい。また、自治体の財政負担がかからない手法として、専門知識のある人材をアドバイザーのような形で派遣することを検討していただきたい。また、地方公共団体実行計画の削減目標設定に反映させるため、求める措置に記載のとおり、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策による排出削減量を通知・計画等で明示していただきたい。本提案の求める措置の内容について、第2次回答においてはぜひ前向きかつ具体的にご回答いただきたい。	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
38	<p>【苫小牧市】</p> <p>①自治体排出量カルテ、②「要因分解法」により各自治体が独自に算定、③「簡易法」により各自治体が独自に算定。の大きく分けて3つの手法で排出量を算定できます。このうちどれを正式な排出量の推定方法にするのかお示しいただかないと、各自治体が勝手に算出した排出量に対する脱炭素を目指し、結果として脱炭素に至らない結果とならないでしょうか(全自治体の排出量を合算しても、温対法上の排出量等の数値と合致しなくなる)。</p> <p>「支援を行う事」も非常にありがたいものの、「排出量の推定方法」を、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」改定時に具体的にお示しいただきたいと考えます。「自治体排出量」カルテの数値を正とするのであれば、各自治体で改めて現況を推計する必要はなくなります。</p> <p>【平塚市】</p> <p>当市は、必要な統計データがすべて公表された直後から、二酸化炭素排出量の推計値の算定に取組み、公表を行っているが、「自治体排出量カルテ」で公表された排出量と一致しないため(部門によって近い数値もあるが、大きく乖離している部門もある)、カルテを活用できない。当市の算定方法は、コンサルタントに依頼し作成した算定方法ではあるが、具体的にわかりやすく統一された算定方法をマニュアルの中で、明示していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策推進法で規定された地方公共団体実行計画の策定について、国において技術的援助の強化を図ること。</p> <p>なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統合などの見直しを行うこと。</p>	<p>〇計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>〇地球温暖化対策推進法の改正により、市町村の実行計画の策定について、事実上の義務付けが生じることから、地方公共団体の現状・支障に沿った技術的な支援や全ての地方公共団体に行き渡るような支援体制の充実と併せて、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策による温室効果ガス排出量の削減量の明確化についても対応を検討いただきたい。</p>	<p>今年度改定を行う「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」において、国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの排出削減効果をお示しする。また、同マニュアルについて、今年度中に地方公共団体向けの説明会等において周知する。</p> <p>地方公共団体実行計画(区域施策編)の推進に当たっては、地方公共団体が独自のデータに基づき推計した排出量や、「自治体排出量カルテ」により公表された排出量のいずれを活用しても差し支えないものと考えている。</p> <p>なお、自治体排出量カルテにおける推計データは、統計による全国又は都道府県の炭素排出量を、製造品出荷額などで簡易的に按分した値であり、その精度には限界がある。したがって、地方公共団体が独自の方法で推計している値と乖離する場合や、業種構成比の偏り等、区域のエネルギー使用実態が反映されにくい場合がある。このため、より正確な排出量を地方公共団体が求めたい場合、地方公共団体において独自に推計等を行うことを推奨している。これらの考え方については、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」などで既に周知しているが、改めて丁寧に示していきたい。なお、地方公共団体実行計画(区域施策編)を推進するに当たって、地方公共団体が自らの判断で独自に推計を行うことを環境省として否定することは、地方公共団体の取組の裁量を下げることにつながりかねないため、考えていない。</p> <p>専門人材の派遣については、「地域脱炭素ロードマップ」において、国の積極支援のメカニズムの一つとして人材派遣・研修等を掲げており、他省庁とも連携しながら必要な支援を行っていく。</p> <p>また、地方公共団体への支援メニューとして、令和4年度概算要求において、地域の再エネ設備導入ポテンシャル調査などによる地方公共団体の計画策定や、地域の合意形成などの取組を支援する予算を盛り込んだところ。</p> <p>加えて、各地方環境事務所の体制も強化し、各地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画の策定・実施等に関する支援を行っている。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(11)地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	通知等	令和4年3月31日	<p>「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援について、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定したことを通知した。</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について」(令和4年3月31日付事務連絡)</p>	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
71	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	<p>国の予算区分毎に別業で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。</p> <p>また、年度間調整の結果、翌年度以降、交付金の交付決定を受けずに事業を実施した市町村は、県に実績報告書を提出する必要があり、報告単位が細分化されたことで、報告漏れを防ぐための確認作業が煩雑化している。</p> <p>一方、各予算区分の内容に応じた適切な予算執行や、執行額(交付決定額、確定額、繰越額等)の確認など、現行の取扱いの趣旨も理解できる。</p> <p>そこで、例えば事業実施主体毎に申請書や報告書をまとめ、事業主体名や計画期間など共通する記載項目を統合するとともに、金額など予算区分毎に必要な情報は内訳を記載することで、事務の簡素化と適切な予算執行を両立できると考える。</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の枚数や記載項目数が減少することで、県及び市町村における書類作成や確認に係る業務の合理化が図られる。</p>	<p>循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について(令和5年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)</p> <p>「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」の改訂について(令和3年3月31日付け環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進室事務連絡)</p>	環境省	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会		<p>青森県、盛岡市、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、伊勢崎市、千葉県、石川県、長野県、豊橋市、岡山市、広島市、徳島県、徳島市、高松市、大牟田市、朝倉市、宮崎県</p> <p>○当市では、現在施設整備に関する計画支援事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設整備)及び、浄化槽設置整備事業(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業)を実施しており、交付金が当年度予算と繰越分に配分された場合、申請書、実績報告書作成等、事務処理量が増え、大きな負担となっている。今後、施設整備が本格化する中、交付金の確保は欠かすことはできず、この提案が措置されることにより、事務手続きの簡素化・効率化が図られ、円滑な事業進捗が実施できると考える。</p> <p>○下水道事業(特定地域排水処理)は総務省の指導により企業会計に移行しており、出納閉鎖期間はないため年度内に交付金額を確定させ、次年度早々に消費税計算や決算統計の作成をしている。また、年度末には企業償還など多額の資金が必要であるため、循環型社会形成推進交付金事業の事務処理を簡素化することで交付金の交付を速やかにすることが必要である。</p> <p>○浄化槽設置整備事業の交付申請書及び実績報告書の記載方法について、設置基数や事業進捗率等の情報を摘要欄に記載するよう環境省浄化槽推進室から指示されているが、記載を求められている情報が多く、加えて記載方法が明確でないため、間違いが頻発しているため、必要な情報を入力する箇所を指定したり、エクセル上の自動計算で書類が完成できるような、記載間違いを未然に防ぐ様式への変更を検討いただきたい。</p> <p>○予算区分が分かれて交付を受けた場合、予算区分毎に事業費を按分し作成することとなり、非常に煩雑となる。提案のように事務手続きが見直しできれば、効率化が期待できる。</p> <p>○当市でも予算区分ごとの事務が発生している。浄化槽設置に対する交付金の事務が年度区分によって分けられてしまうことで、設置基数の振り分け方を間違えると交付率が変わったり交付漏れが発生する可能性も考えられるため改善を願いたい。</p> <p>○交付申請を予定しており、申請の負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることが期待される。</p> <p>○当県においても、廃棄物処理施設整備事業又は浄化槽整備事業に複数の予算区分で循環交付金が配分された事業主体が存在し、予算区分毎に同一の申請・報告様式を複数提出する事務処理が事業主体の負担になっていると感じている。また、同一事業の進捗率を予算区分毎に算出している現状では、事業全体の進捗が複数の報告様式を合算しないと把握できない。申請書や報告書が予算区分で分割されないようになれば、事務の効率化と適切な事業の進捗管理に資すると考える。</p>	<p>ご提案を踏まえ、循環型社会形成推進交付金の交付申請書・実績報告書については内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等により、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにマニュアル等の見直しを行うこととする。</p>	<p>本交付金事務を円滑に実施する観点から、令和3年度内にマニュアル等の見直しを行い、令和4年度より見直し後の様式による申請等を行うように対応をお願いしたい。</p>			

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
71	<p>【栃木県】</p> <p>実施主体毎にまとめて交付申請書・実績報告書が作れるようになることはありがたいが、浄化槽設置整備事業の場合、一つの様式に環境配慮事業と通常事業の両方をまとめることに現在苦慮している。</p> <p>様式やマニュアルを見直すにあたっては、摘要欄を極力使うことなく指定されたセルに値を入力するだけで書類が完成するような、作成が容易にできる様式を導入していただきたい。</p> <p>【大牟田市】</p> <p>申請に要する負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>ご提案を踏まえ、引き続きマニュアル等の見直しを行ってまいります。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	<p>通知等</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」(令和4年3月31日付環境省環境再生・資源循環局長通知) ※上記通知において、令和3年の地方からの提案を踏まえて、予算区分に関わらず事業ごとに一括して交付申請書等を提出することを可能とするための様式改正を実施。</p> <p>また、上記の改正通知の発出を受けて、地方公共団体の担当者の理解を図るため、「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」(いわゆる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年4月1日付事務連絡)の上、周知。</p>	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
94	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、運用上地方公共団体が作成する資料の見直し	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。 特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議が必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。 なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものと考ええる。	下水道法第25条の11第4項、第6項	国土交通省、環境省	愛知県		仙台市、茨城県、千葉県、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県	○環境大臣への意見聴取及び通知の手続きに必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自治体のし尿処理担当部局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。 下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられ、下水道部局とし尿処理担当部局の調整は必要なものと認識しているが、意見聴取及び通知に必要な資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。	環境大臣への意見聴取では、保健衛生上の観点から、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況の3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議で求めている資料のみでは確認できない。 下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられ、下水道部局とし尿処理担当部局の調整は必要なものと認識しているが、意見聴取及び通知に必要な資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。	保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事があると浄化センターで本来処理すべき能力分もし尿処理施設で余分に改築するおそれがあり、その重複投資を避けることを目的としていると考えられる。現状、し尿処理施設の改築の有無に関係なく同一の資料を作成しているが、改築の有無により資料を分け、改築がない場合は一部の資料を省略するなど、地方公共団体の負担が軽減されるよう、事務の簡素化等を検討して頂きたい。 また、流域別下水道整備総合計画が定められている地域における下水道事業計画策定の場合、国土交通大臣は環境大臣の意見を聴取する必要はなく通知にとどまる。現状、通知の際にも意見聴取の際と同一の資料を作成しているが、地方公共団体から環境大臣に意見を聴取するものではなくかつ本来国土交通省において行う通知であるため、地方公共団体においての資料作成を不要とすることを検討して頂きたい。		
125	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。 公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画素案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。 公園計画の決定等に係る一連の手続きで、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにも関わらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手続きが煩雑になっている。	手続きが簡素化され、行政事務の効率化に資する。	自然公園法第7条第2項、「国定公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)	環境省	長野県、岩手県、福島県	茨城県、静岡県、大分県、宮崎県、沖縄県	一	今般都道府県からの手続きが煩雑であるという提案を受け、当該通知について、令和3年度中に改正し、環境省原案の関係地方行政機関への協議は都道府県を経由せず、環境省で実施する方向で検討したい。(現行の手続きにメリットがあると考えている都道府県もあり得るため、提案県以外の都道府県の意見も聴いた上で判断したい。)	国定公園の公園計画の決定等に係る現行の手続きは、まず都道府県において国の関係地方行政機関に意見聴取を行った上で都道府県案を作成し、環境省に申出を行うことになっている。 環境省は、申出を受けて環境省原案を作成し、都道府県を経由して国の関係地方行政機関へ協議を行うことになっているが、都道府県から見れば、都道府県案作成時に既に国の関係地方行政機関に意見聴取を行っているものであり、また、この協議の経由に当たって都道府県が意見を付す機会はなく、単に経由するだけであって、この経由は全く不要な手続きであると考えられる。 今回、環境省原案の国の関係地方行政機関への協議は、環境省において実施する方向でご検討いただけるとのことであり、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。		

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
94			【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		様式の簡素化については、保健衛生上の観点から確認すべき最低限必要な項目のみになるような様式の見直しや、確認すべき最低限必要な事項を指定し、それが確認できる資料であれば様式は問わないとする見直し等を検討している。 環境省では、国土交通大臣から通知があった場合にも、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況について、保健衛生上の観点から確認を行っているため、最低限必要な項目が記載された資料については提出いただく必要があると考える。	5【環境省】 (3)下水道法(昭33法79) (1)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 (関係府省:国土交通省) 【措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】				
125			【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第一次回答のとおり、対応していく。	5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せず1に実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。	通知	令和4年4月1日	国定公園の指定及び公園計画の決定等について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知) 自然環境局長通知を改正し、環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せず1に実施することとした。	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
163	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当該同計画を策定し、二ホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(二ホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、二ホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。 両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。 【支障事例】 上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担がせまっている。具体的に、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分りづらい。 【懸念の解消策】 「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。	鳥獣の管理を図るために策定する管理計画及び実施計画が一本化され、計画体系が分りやすく整理される。また、毎年度、実施計画を策定する必要がなくなり、行政の合理化も図られる。	環境省	埼玉県		秋田県、茨城県、京都府、高知県	〇直近の被害発生状況や生息数などにより、実施の判断や対象区域の見直しなどが必要となるため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を毎年度定めるかどうかについては、各県等の実情に応じた柔軟な対応が可能となるが望ましい。 〇当県においても、二ホンジカについて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しており、1種だけでも策定にかかる事務は大きな負担となっている。	二ホンジカ及びイノシシについては、個体数及び捕獲頭数が年によって変動し、当初設定した捕獲目標を達成できない場合もあり、計画的な管理を進めるためには、捕獲実績を基に次年度の捕獲目標頭数を見直すなど、順応的な見直しが必要となる。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画では、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれに基づいた可能な限りの将来予測を行い、次年度の捕獲目標頭数を設定するなど、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び同事業の内容を定めることとしている。 以上のようなことから、鳥獣保護管理法第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年環境省告示100号)」では、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間を原則として1年以内としているが、同基本指針では、「実施期間については、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。」とこととされており、現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の計画期間内で設定することが可能である。 また、現行制度では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定められている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることは妨げておらず、都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的を達成することが可能と判断されるのであれば、現行制度においても、第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を統合して定めることは可能である。	現行規定により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。 実施計画の期間については、平成29年の国通知で1年を「一定程度」を超える計画を策定出来るとされているが、同通知では1年を超える計画の事例が具体的に示され、本事例に該当しない場合は国へ相談することが求められており、都道府県の判断で期間を設定することが可能であると解釈することは困難と考える。 両計画の統合については、現行制度においても、実施計画で定めることとされている事項については、特定計画においても当然に定めていることから、期間の齟齬が無いのであれば特定計画で実施計画の目的を達成することは可能であり、別に法で実施計画の策定に関する規定を設ける理由がない。 また、両計画を統合して定めることが可能との回答については、法で、実施計画の策定が義務付けられている以上、特定計画とは別に、指定管理鳥獣等との実施計画を策定しなければならないことと変わりはない。実質的な意味での統合ではなく、別々の計画が併存しているだけである。 指定管理鳥獣の生息個体数及び捕獲頭数が年度によって変動し、捕獲目標頭数を見直す必要がある年度があることは理解するが、その場合でも毎年度実施計画を策定する必要性に乏しく、関係者の合意を図った上で特定計画を変更出来ることが担保されれば、法の目的は達成出来ると考える。 また、指定管理鳥獣の順応的な管理を行うために、両計画を統合できるとしても、複数の計画を策定しなければならないことは事務負担の過大となり、順応的な管理のために計画を変更しなければならない事由が生じた場合は、中期計画である特定計画を必要に応じて変更していく方が、より順応的な管理が可能であると考える。 捕獲目標を達成せずに漫然と計画を変えない都道府県に対しては、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の実績報告をともに、個別に当該団体に対して、しかるべき技術的な助言等を行えば足りるのであって、すべての都道府県に毎年度の計画を義務付けるのは、合理的ではない。 以上により、実施計画に関する規定を廃止し、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施すると位置付けるよう、規定を見直していただきたい。		
164	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	第二種特定鳥獣管理計画の見直し	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当該同計画を策定し、二ホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同法第3項により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。 【支障事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。 また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。 【懸念の解消策】 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。	計画の対象(イノシシ、シカ等の特定鳥獣)に即した「有識者」の意見を計画の策定に反映しやすくし、より計画が特定鳥獣の保護管理の実態に即したものとされる。	環境省	埼玉県		秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県	〇当団体においても、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた本団体の指針に基づき、シカ管理計画の運用や改定案の検討に当たっては、シカに関する専門的な知見を有する学識経験者や地元市町村等からなる「シカ管理計画検討会」を設置しており、法の規定により諮問する「自然環境保全審議会(本審議会及び鳥獣部会)」での手続きとあわせ、大きな負担となっている。 〇当県においても、学識経験者を含めた検討会を開催しており、環境審議会メンバーとも重複している状況である。	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関(以下単に「合議制機関」といふ。))は、同条第2項に基づき、「自然環境(昭和23年法律第125号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。」こととされており、第二種特定鳥獣管理計画の作成に当たっても、鳥獣保護管理法第7条の2第3項において読み替えて準用する同法第4条第4項に基づき、合議制機関の意見を聴かなければならないこととされているところである。このため、御指摘の都道府県が設置する検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であり、この旨は今後周知していきたい。	現行制度により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。 「検討会等が合議制機関として認められるのであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はない」とのことが、合議制機関として認められるためには、自然環境保全法の規定上、その設置について条例で定める必要がある。 現に環境審議会という自然環境保全法上の合議制機関が存在しているにもかかわらず、環境審議会での意見聴取を不要とするために、条例で新たな合議制機関を創設することは、基本指針において検討会や連絡協議会の設置を求めていることと整合しないとともに、行政機関の合理化、簡素化の要請にも反している。 また、検討会等は、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するとして、自然環境保全法で規定する合議制機関に求められる役割に即したものは考えられない。 したがって、検討会等が合議制機関として認められるものは適切でないと考えられ、引き続き環境審議会、検討会の両方で意見を聴取する必要があり、過大な事務負担を生じさせる状況は変わらない。 そもそも、環境審議会の性質上、特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する有識者が厚い委員構成することは困難であるため、第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」といふ。)に係る審議はそぐわないと考える。 環境審議会内に鳥獣部会を設置するとしても、部会では鳥獣全般に関する諸問題を審議することとなり、特定鳥獣である二ホンジカ・イノシシの有識者が少ない状況が根本的に解消されないおそれがある。 当県では、二ホンジカに関して特定計画の目標値を上回る捕獲実績を達成し、その結果、近年推定生息数が減少傾向に転換することとなり、合わせて農業被害の減少の効果も表れた。これは、これまで二ホンジカの生息だけでなく、当該生息域での行動を把握できる立場にいる委員からの提言等によるところが大きい。例えば、対象森林の管理者や当該地域での狩猟者のような、合議制機関等が想定するよりも、具体的かつ即地的な提言を行う者が実際には委員として実効性のある提言ができる。 検討会では、特定鳥獣の有識者である委員によって具体的な提案がなされており、特定鳥獣の実態に即した特定計画の策定が可能となっており、法律の趣旨は充足している。条例で定められた「合議制機関」ではないことから、特定鳥獣に関する新たな問題が発生した場合、その問題の専門家に委員として入ってもらうなど、実態に応じた委員構成に柔軟に変更することが可能であり、環境省が繰り返し求めている、より順応的な管理にも資するものとなっている。 したがって、検討会が自然環境保全法上の「合議制機関」であることで環境審議会の意見聴取を不要とする要件とする必要性は乏しいと考えられ、現行の検討会が「合議制機関」であるか否かにかかわらず、環境審議会の代わりに検討会等の鳥獣管理の有識者からの意見聴取で足りることとなるよう、法律の規定を見直していただきたい。		

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
163			<p>【全国知事会】 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画を一体的に策定することが可能である旨を法令で明確に規定すること。</p>	<p>○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、一次回答において統合が可能であることをお示しいただいたが、その旨法令上明記すべきではないか。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。)、シカやイノシシ等の獣種ごとに、その生息数の減少や生息域の縮小を目的として、生息状況等の調査等を行った上で、都道府県や市町村等が行う計画的な捕獲に係る目標や狩猟に係る規制緩和等を定めた、概ね3～5年間の中長期的な期間で定める総合的な管理計画である。 一方、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(以下「実施計画」という。)は、特定計画の捕獲目標を達成するため、都道府県が行う捕獲の具体的な計画であり、前年度の捕獲実績を検証し、PDCAサイクルを回しながら、機動的、効果的な捕獲となるように原則として1年ごとに見直しを行う計画である。よって、両計画は、期間、目的、内容等も異なっている。 特に、ニホンジカやイノシシ等は、自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動も大きいという特徴を有する。そのため、都道府県においては、特定計画の目標達成に向けて専門家などの科学的知見を踏まえ、1年ごと等の一定のサイクルで目標の達成状況を検証、検証し、実施計画の見直しや修正を行うことが必要である。このように効果的な捕獲等を行うために両計画が役割分担して互いに補完しながら機能していることから、実施計画の規定を廃止することはできない。 なお、提案団体からご指摘の平成29年の通知については、「地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)」を踏まえ、必要に応じて年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画が策定可能であることを都道府県に示したものであるが、本通知も上記のように実施計画の短期的な見直しの必要性を前提としている。ただし、計画的な個体群管理を行っている都道府県において、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行うことを前提にするならば、現行制度においても、特定計画と実施計画をまとめて定めることは可能と考えている。 今後、都道府県の事務負担をより一層軽減するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る計画の様式の簡略化、記載事項の省力化に努めていきたい。 なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における一次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていただければよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。</p>	<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。))については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡事務連絡)】 (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	(i)			
						(ii)通知	令和4年3月28日 令和4年3月29日	<p>・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)</p>		
164			<p>【全国知事会】 第二種特定鳥獣管理計画の策定に関わる手続の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。</p>	<p>○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○検討会等及び自然環境保全法に定める合議制機関の両方に諮ることは地方公共団体への過大な負担となっている。計画策定に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門家などからなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないか。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県において、鳥獣の生息状況等を勘案して当該鳥獣の管理を図るために定める総合的な計画であり、その計画の策定・変更に際しては、審議会その他の合議制機関(以下単に「合議制機関」という。)への意見聴取を行うこととしている。 合議制機関は、普通地方公共団体の行政組織の一環をなすものであることから、行政部内における任意の判断に依拠することなく、条例に基づいて均衡ある組織・運営が定められる必要がある。そのため、合議制機関への意見聴取を行う趣旨としては、合議制機関の議を結ぶことにより、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図るためである。 なお、当該計画の達成を図る必要があるときは、都道府県知事は、地域の実情に応じて、狩猟期間の延長など、環境大臣が定める狩猟に係る規制の緩和等を行うことが可能とされている(法第14条)。その場合も、こうした合議制機関の意見聴取をした上で行うこととされているのは、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図る観点からである。 また、提案団体における環境審議会においては、委員の構成等が特定鳥獣の調査・審議に「そぐわない」ものとなっているとのこと。しかしながら、特定鳥獣の調査・審議に即した部会等の組織の設置や委員の選定等について、提案団体の現行の条例においては、都道府県知事に委任されており、行政機関の合理化・簡素化の観点も踏まえつつ、柔軟に対応することが可能となっている(既に多くの都道府県でそのように対応している(※))。さらに、環境省において「鳥獣プロテクターバンク」における「鳥獣保護管理プランナー」を紹介することが可能である。 (※)審議会の下に部会を設置している例が、現在37都道府県において確認されている。また、そのうち鳥獣関係の審議をより専門的に実施できる「鳥獣部会」又は「野生生物部会」等として、一定程度の専門性を持つ部会としている例が、23都道府県において確認されている。</p>	<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。))については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)】</p>				

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
170	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシソ類特別措置法第26条の規定に基づく大気の大気ダイオキシソ類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた置ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に關して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】ダイオキシソ類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質の大気ダイオキシソ類による汚染状況を常時監視し、その結果を國に報告することが規定されている。都道府県は、國の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、國へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち県実施分15地点)) 【支障事例】現在の大気中のダイオキシソ類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。当県ではダイオキシソ類問題の発端となったこともあり、國が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m3)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m3)を独自の目標値として定め、ダイオキシソ類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の1/10程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m3) 当県と同様に、全国で大気中のダイオキシソ類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は國が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施のみで600万円以上の経費を要するなど高額となっている。	測定費用(委託費用)の軽減及びダイオキシソ類常時監視業務の合理化が図られる。	ダイオキシソ類対策特別措置法第26条、法第26条の規定に基づく大気の大気ダイオキシソ類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	環境省	埼玉県、熊本県	青森県、千葉県、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、愛媛川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県	〇当県においても、近年、大気中のダイオキシソ類常時監視結果は、(県全体平均)0.02pg-TEQ/m3前後で推移しており、事務処理基準における「環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整」における「低」レベルの判定基準0.2pg-TEQ/m3と比較し、10分の1程度となっている。本提案のとおり、大気環境中のダイオキシソ類の濃度が大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に關して、都道府県の裁量を導入するが、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。	ダイオキシソ類常時監視は、ダイオキシソ類対策特別措置法に基づき法定受託事務として自治体に実施いただいでおり、測定局数の決定は國が定める事務処理基準によることとしているところ。現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生濃の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせて算定が可能となっている。御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。	現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。一方、具体的な支障事例にも記載しているが、当県におけるダイオキシソ類濃度については、「過去10年程度の間において、環境基準値のおおよそ3割以下」を達成しており、上記の条件を上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。なお、全国においても、平成18年度以降環境基準超過はなく、また、平成22年度～令和元年度の10年間、97%以上の地点が環境基準の1/8以下であり、上記の条件を大幅に上回っている状況が続いている上記のとおり、全国の大気ダイオキシソ類濃度が環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が続いていることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えられるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案したものである。今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。	
171	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた置ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に關して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】大気汚染防止法において、都道府県は大気の大気汚染の状況を常時監視し、その結果を國に報告することが規定されている。都道府県は、國の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、國へ報告することが求められている。(参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分) 二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47) 【支障事例】近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO ₂)の環境基準については、「1時間間の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間平均値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001ppm) 國が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できていることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。	下記についての費用の軽減化が図られる。また監視業務の合理化が図られる。 ・自動測定機・局舎の更新・修繕に係る費用 ・自動測定機及び常時監視システム保守費用 ・自動測定機用消耗品・電気代・通信費 下記についての事務の軽減化が図られる。 ・測定データ確認作業 ・測定局管理事務(移転・設置に係る折衝、設置許可更新等) ・環境省報告事務 <参考(データ数)> 二酸化窒素 測定局地点数80×24時間×365日 =700,800個	大気汚染防止法第22条、法第22条の規定に基づく大気の大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	環境省	埼玉県、川崎市	札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県	〇本市においても、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、市内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。現在、本市では國の事務処理基準に基づく測定局の適正配置計画を策定し、測定地点数の見直しを行っているが、事務処理基準が定められた当時から都市交通環境や大気汚染状況が大きく改善していることや、測定局や測定機の老朽化に伴う維持費が増加しており、観測地点の見直しが行われれば、更なる監視業務の合理化が可能となる。〇本提案の「環境基準レベルに対応した測定局数」の見直しに加え、各項目の汚染状況が類似している地域等においては、都道府県の裁量により必要な測定局数を減らすことができる旨の見直しを希望する。〇当市では、事務処理基準に基づく測定局地点数を維持する費用確保が困難となってきている。(令和3年度予算約3,800万円)	大気常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として自治体に実施いただいでおり、測定局数の決定は國が定める事務処理基準によることとしているところ。現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生濃の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせて算定が可能となっている。御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。	現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。一方、例えば、当県における一酸化炭素(CO)の値については、「過去10年程度の間において、環境基準値の1割以下」を達成しており、上記の条件を大幅に上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。なお、全国における直近10年間の一酸化炭素(CO)の値についても、環境基準値の概ね1割以下であり、上記の条件を大幅に上回っている。上記のとおり、全国でも特定の大気汚染物質においては環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が長期継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えられるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方公共団体の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案を行ったものである。今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
170			【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (1)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	令和4年3月31日	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	
171			【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。	5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	令和4年3月31日	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
177	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。 山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴収が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壌汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。	申請者の負担軽減や書類審査の迅速化による円滑な事業の執行及び審査業務の合理化	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県		山形市、長野県、豊橋市、豊田市、大阪市、広島市、宇和島市、大分県、宮崎県	<p>○当市においても、同意書が提出されないことで届出の完了に時間を要することがある。特定有害物質による汚染がないことを条件とするが、添付書類(同意書)を削減することができれば、審査の迅速化や合理化は期待できる。</p> <p>○当県における届出事例約80件/年のうち、40件程度に同意書が添付されている。山林等の大規模開発の場合、1申請につき500～1000筆の同意書が添付されることもある。</p> <p>○土地所有者の相続が完了していない場合、関係人の調査等が難航する可能性があり、開発スケジュールに影響を及ぼすなど届出者にとっては大きな負担となる。そのため、対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当しないと判断できる場合は、同意書の添付を省略することとし、手続きの合理化を図る必要がある。</p>	土地所有者以外の届出者が行おうとする土地の形質の変更については、土壌汚染対策法第4条第3項に該当する場合には、都道府県等は第4条第1項届出者ではなく所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者等)を行う。以下同じ。)に対し調査命令を出すこととなるため、第4条第1項に基づく届出時点において、所有者等が同意していることをあらかじめ確認しておく必要がある。同意書については必ずしも新たに同意書を作成をする必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において届出しているところである。	法第4条第1項の届出の趣旨は土壌汚染の状況を把握するための調査のきっかけとするものであることから、土地所有者以外者が行う届出時の最低限必要な添付書類を「形質の変更の範囲を明らかにした図面」とし、届出全体の1%程度である調査命令発出のときに、発出先である土地の所有者の確認(登記事項証明書・土地の形質の変更の工事の請負契約書等の確認)をする事務手続きにすれば、現在全届出を対象として実施している書類審査や補正指導等の事務の大幅な軽減につながる。	なお、「同意書については必ずしも新たに同意書を作成をする必要はなく、(中略)例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる」とあるが、道路整備事業等において、土地の売買契約完了前に土地の改変に着手する場合等工事請負契約の発注者と土地の所有者が異なるケースや口頭による契約の場合等、同意書を要するケースが見受けられる。	また、仮に同意書を不要とした場合、土地の所有者等の同意が得られていない土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われる可能性があるが、そのようなケースは法第66条第1項第2号に罰則規定があるため、多くは想定されず、確実に大幅な事務の軽減につながる提案を採用するべきである。
184	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する焼却の処理及び清掃に關する法律及び同法施行令並びに關連通知の解釈の明確化	農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外について、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却を罰則の対象とすることにより取締りの実効性を上げるためのものであり、罰則の対象として馴染まないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」とされている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈が明確になることで、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようになるなど、きめ細やかな対応が可能となる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12	環境省	広島市		千葉市、川崎市、魚沼市、豊橋市、小牧市、田原市、京都市、愛媛川市、防府市、宇和島市、熊本市	<p>○当市でも、農業に伴う野焼行為がたびたび行われ近隣住民からの苦情が発生する。その都度現場確認を行うが、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は禁止、罰則の例外とされているため、行政指導を行うのみで行為自体の即時効果は少ない。「やむを得ないものである」との判断基準もあいまいで、消防や警察も出動するような一見悪質と思われるケースでも、行為者の主張により行政指導に止まることもある。地方公共団体による個別判断では、行政間で対応にばらつきが生じる恐れもあるため、法解釈が明確化されるよう求める。</p> <p>○当市においても、法令に基づき対応しているが、例外であったとしても、生活環境上支障がある場合は、指導を行っている。生活環境に与える影響が軽微であることが例外規定にあたることを考えると、農業に伴う野焼が認められているという認識ではなく、影響が軽微であれば野焼行為を行ってもやむを得ないとの認識のもと行為者に対し、当該焼却行為が支障がある旨の説明を行っている。令和2年度に当該野焼きに関する通報は、44件であった。</p> <p>○農村部における農業に伴う野焼は半ば慣習となっており、都市部等から移転・転入してきた住民と従来から農村部に居住している農業従事者との異なる苦情の原因となっている。県内でも同一の行為者及び通報者への対応を繰り返す事例もあり、現場対応に係る負担が増加している。また、現場での一時的な指導は、根本的な問題の解決に至らないため、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等の例外の判断について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈を明確にした運用が必要と考える。</p> <p>○農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として、農業者が行う稲わら等の焼却と明記されているのみであり、現場対応に苦慮する場面がある。例外規定の更なる具体例や判断基準を明確にすることで、統一的に必要な指導を行うことができる。</p> <p>○当市においても、北部地域で農業を営んでいる方がおり、年に数件野焼きによる苦情を寄せられる。現場において、当事者に説明等を行い、野焼きに関する規定等を説明するが、提案都市からの事例と同様に、法律と通知に相反することが規定されているため、効果的な指導にはつながっていない。そのため、野焼きに関する明確な規定を設けていただきたい。</p> <p>○消防庁と農林水産省とも連携して行う必要がある。当市では、農業行為に伴う野焼を行う場合、最近、事前に消防署に「焼却届」を提出して、火災と区別して、 unnecessary 現場確認を行わずに済むような方法をとっている例がある。しかし、この場合も、行為者は、別に地域コミュニティの合意を取ることが必要で、合意がとられておらず、通報、苦情に発展している場合が散見される。農業行為に伴う野焼に限らず、些細な落ち葉焼き、バーベキューの煙なども、近隣住民への説明、合意がないことが原因で苦情に発展している。苦情(通報)の段階では、農業行為といえど、何を燃やしているのかわからないため現場を確認する必要があるが、また、苦情ではないものの煙を見た市民が苦情で通報、連絡するケースもあり現場確認のための出勤件数が多くなっている。</p> <p>○当市においても年間約80件の野焼き対応をしているが、そのほとんどが農業活動に伴う野焼であり、いわゆる例外規定になっている。現在は、周辺環境への影響を極めて、通報に基づき口頭指導を行っているところだが、法的拘束力がなく交渉が難航する場合があるため、判断基準をより明確化する必要はあると考える。</p>	<p>廃棄物処理法第16条の2第3号の規定により同法施行令第14条各号で定める廃棄物の焼却は、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」又は「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものである廃棄物の焼却」に限定し、具体的に判断したものである。したがって、個別事案が当該例外規定に該当するか否かの判断における、「やむを得ないもの」といえるかどうか)については、上記の「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの」といえるかどうか)及び「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微といえるかどうか)を勘案して判断されるべきものである。</p> <p>仮に農業、林業又は漁業を営むために行われる廃棄物の焼却であるとしても、それがやむを得ないものとは言えない場合は当該例外規定に当たらないことから、平成12年9月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知記の第12の7においては「生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃棄物の焼却はこれに含まれるものではないこと等を併せて通知しているところである。</p> <p>また、同法第16条の2は、あくまでも焼却禁止の罰則規定の対象から除外する規定であり、必ずしも同法第19条の4の規定による措置命令等の対象から除外するものではない。</p> <p>したがって、個別事案における苦情対応等に当たっては、必要に応じて、措置命令その他行政指導等(指導・助言)を行うことは可能であると考えられる。</p> <p>このことから、同通知記の第12の1においては「焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である」旨を通知しているところである。</p> <p>これらを踏まえ、法令に反しない限りにおいて、ご要望にあるような都市部と農村部の違い、コミュニティでの合意形成(ルール作り)といった観点から判断基準を明確化する等、それぞれの地域の実情に応じた、各地方公共団体で適切にご判断いただきたい。</p>	<p>野焼が問題となっている地域では、廃棄物処理法第16条の2の焼却禁止やその例外規定に加え、行政指導等の根拠となる同法第19条の4の規定を理解してもらう必要がある。</p> <p>この点について、同法第19条の4の措置命令の規定は、「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われる場合」を対象としている。</p> <p>他方、同法第16条の2は、第1号において、「一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準(略)」に従って行う廃棄物の焼却」と規定する一方で、第3号において、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」と規定しているため、第3号に基づく廃棄物の焼却に対し、同法第19条の4の措置命令の対象となるか否かが不明確となっていると考える。</p> <p>また、これらの法令の関係性を理解したうえで、地域での合意形成(ルールづくり)による、判断基準の明確化など、地域の実情に応じた対応が行えるようにすることが望ましい。</p> <p>このため、これまでの通知では明確に示されていない行政指導等の根拠規定や地域の実情に応じた対応の考え方(第1次回答の内容)を、各地方公共団体や市民にとってわかりやすい表現で、改めて通知をいただきたい。</p>		

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
177	<p>【広島市】</p> <p>実態として、土地所有者等の同意を得ているが、同意書又はそれに代わる書類を作成することなく着手しようとする工事は存在しており、自治体の指導により着手30日前までに同意書を作成させなければ、届出の受付ができない事例はある。</p> <p>加えて、届出者が同意書作成に難航する事例(土地が共有物である場合、全ての共有者と調整し、同意書を作成する必要がある等)が多く、届出制度を運用する上で支障となっている。</p> <p>なお、土壤汚染対策法の目的を達成するためには、仮に土地所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更であっても、工事着手前に土壤汚染の状況を把握し、その汚染による健康被害の防止に努めるべきと考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>提案団体等のご要望や調査命令に至る運用の実情を踏まえて、同意書の添付に関する要件について所要の見直しを検討したい。</p> <p>本規定は、形質変更の届出が工事等を行う事業者によって提出されるケースが多い一方で、調査命令に至った場合、実際に調査を行うのは当該土地の所有者等であることから、事前に同意書を求めることにより円滑な調査命令発出・調査実施につなげることを目的として設けられているものである。一方で、いただいたご意見を踏まえて、事前の同意書を不要とし調査命令発出の際に土地の所有者等の確認を行う手続きに見直しした場合、土地の所有者等の確認に時間を要している間に、調査命令の発出が遅れて形質変更が行われ、さらにはそれを契機とする土壤汚染の拡散を防止できないおそれが生じる。</p> <p>したがって、同意書を撤廃したとしても、調査命令の対象者である土地の所有者等を届出時点で明確にすることは法目的の遂行上不可欠である。</p> <p>今後、各自治体の運用状況や実態等を十分に調査した上で、円滑な調査命令の発出と事務負担の軽減が両立できる形で、所要の見直しを検討していく。</p> <p>なお、見直しが措置されるまでの同意書の扱いについては、既存の資料等で足りることを改めて周知する考えである。具体的には、同意を得る方法(工事の請負契約書、口頭での契約又は同意等)にかかわらず、同意が分かる文面(口頭での契約であれば口頭で契約した旨を記載した書面)であれば足りること等について、「土壤汚染対策法に関するQ&A」へ具体的に記載するといった形で対応したい。</p>	5【環境省】 (12)土壤汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省)	省令、通知	<p>・省令:令和4年3月24日公布</p> <p>・通知:令和4年3月24日発出</p>	<p>・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号)</p> <p>・土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)</p>	
184			<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>廃棄物処理法第16条の2第3号の規定に基づく廃棄物の焼却については、必要に応じて、同法第19条の4に規定する措置命令その他行政指導等を行うことが可能であること等、両条項の関係性を明確化する等の通知等の発出を行う予定である。</p>	5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 廃棄物の焼却禁止(16条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]				

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
															補足資料
203	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	<p>土地汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。</p>	<p>土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土地汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土地汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相續により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。</p> <p>一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。</p> <p>規則で届出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土地汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。</p>	<p>土地改良事業計画の同意書を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土地汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。</p>	<p>土地汚染対策法第4条第1項、土地汚染対策法施行規則第23条第2項</p>	<p>農林水産省、環境省</p>	<p>愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町</p>		<p>山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県</p>	<p>〇土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替とすることで、届出の迅速化・簡素化は期待できる。</p> <p>〇当市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事案により問題となることは想定されないところである。なお、土地利用に制限があることから土壌調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うことの同意が事実上得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことも土地汚染対策法の趣旨に沿う運用が可能であることから、現行の地方分権のルール範囲においても、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更を行えるものと考えられる。</p> <p>〇土地汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めるものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能だと考える。</p> <p>〇現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。</p>	<p>土地改良法に基づく同意は、国営・都道府県営事業の場合は農家等の申請人(市町村等営事業の場合は市町村等)が土地改良事業計画の概要等について、事業参加資格者(原則として農地の使用収益権者。必ずしも所有者とは限らない。)から徴集し、3分の2以上の同意をもって国営・都道府県営事業を行うことを事業主体に申請(市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意)するための手続である。</p> <p>土地汚染対策法第4条において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土地汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土地汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。</p> <p>土地改良事業実施に係る同意書については、都道府県等の判断により上記のような通知の趣旨を踏まえ土地汚染対策法第4条第1項に関する同意の確認に使用することは、妨げるものではない。</p> <p>なお、土地改良法に基づく一連の手続により、適法に成立した土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面(事業計画決定の公文書等)についても、土地汚染対策法第4条第1項に関する同意を証する書面として扱うことが可能と考えられる。</p>	<p>土地汚染対策法第4条において求める同意書について、事業実施者及び保健所等に対して、「新たに同意書を作成する必要はない」ケースの解釈範囲が明確化されておらず、これまで届出のために改めて同意書を徴集している状況である。</p> <p>同意書をもって国営・都道府県営事業を行うことと事業主体に申請(市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意)するものとして、「当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書に代るものとして」、「土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者であることを証する書類(所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し)」が想定される」と記載されており、土地の形質の変更の実施について所有者の意向・関係性が明確なものであれば、同意書と見なせる意図であると理解できるものの、回答の後段でお示しいただいた土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を含む事については、現状では理解が及びないと思慮する。</p> <p>今回の提案について、土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を、同意を証する書面として取り扱うことが可能なのであれば、その旨を例示等として通知等で明確化していただきたい。</p>	
219	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	環境分野における各種計画策定の統廃合	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。</p>	<p>当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合かつ計画的に推進している。</p> <p>しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる。気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。</p> <p>当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。</p> <p>また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。</p>	<p>環境分野、特に脱炭素型の持続可能な社会づくりにあたっては、個別課題ごとではなく、「緩和策」と「適応策」の両面から、総合的な対策を講じることが有効であり、実施に当たってはまとまりのある計画を策定することが求められる。</p> <p>この点については、現行でも自治体の判断で複数の計画を一体的に定めることが可能とされているが、法律ごとに計画策定を求められれば、個別に策定することに自治体職員の見直しも向き、また、住民も個別に策定することを当然に期待すると考えられる。</p> <p>そのため、自治体職員の見直し改革を図るとともに、住民への効果的な施策の周知を行う上でも、法律レベルでの統合が必要である。</p> <p>また、類似する複数の計画を一体的に定めることで、事務的な負担が軽減するという副次的な効果も期待できる。</p>	<p>気候変動適応法第12条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条</p>	<p>環境省</p>	<p>鳥取県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県</p>		<p>盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市</p>	<p>地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等に組み込む形で策定できることは承知しており、そのことにより、地方公共団体は事務負担の軽減を図ることが期待されることである。しかし、気候変動対策という同一行政分野であるにも関わらず、個別の法令毎に計画策定を求める規定を存置させた場合、実務的には類似の計画に組み込む形で策定するなどの工夫が可能とはいえ、結局のところ、地方公共団体において、内容が類似する計画を複数作成せざるを得ない状況を作り出さず、法令で計画策定を求める例が増加し続けている現状の改善にはつながらず、問題であると考えている。また、このように地方公共団体に対し、内容が類似する複数の計画策定を個別の法令毎に求める手法では、国の施策としての統合性が保たれなくなり、ひいては地方公共団体においても国の施策の趣旨・目的を総合的に理解することが困難になると考える。</p> <p>改めて申し上げるが、当県の求める措置は、各法律において策定が求められている各計画について、法令上統廃合するなどの見直しを行っていただきたいということである。地方に計画策定を求める場合には、その必要性を十分御検討いただくとともに、法令上計画策定規定を存置する場合には、実務的な負担軽減の観点からは前提としつつ、計画の統廃合や類似の計画に組み込むことを可能とする旨の規定を追加するなどの法令上の対応について、今一度御検討いただきたい。</p>			

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
203			【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。		第一次回答で示したように土壌汚染対策法4条第1項において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りる。 土地改良事業実施に係る同意書や土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を同意を証する書面として取扱うことについて、例えば「土壌汚染対策法に関するQ&A」へ具体的に記載するといった形で対応する。	5【環境省】 (12)土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省)	省令、通知	・省令:令和4年3月24日公布 ・通知:令和4年3月24日発出	・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) ・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環境省水・大気環境局長通知)	
219			【全国知事会】 環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統合などの見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○各計画の法律上の統合が困難な場合には、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなど法令上の対応を行っていただきたい。	地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであるが、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。 なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における1次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていたらよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (1)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。))21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	通知	令和4年3月31日	「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定(において)(令和4年3月31日付け事務連絡) ※上記において、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを通知した。	